

4 水島港の整備促進

提案先省庁	国土交通省
-------	-------

提案事項

(1) 国際バルク戦略港湾水島港の整備促進

水島地区で操業する企業と玉島地区に新規立地する企業との連携に必要な港湾施設の整備を図ること。

(2) 水島港に係る航路の整備促進

東南アジア向け国際コンテナ貨物の増大と貨物船の大型化に対応するため、玉島東航路の水深12m化に向けた整備を促進するとともに、備讃瀬戸航路の航行環境改善を図ること。

(提案の理由)

現状

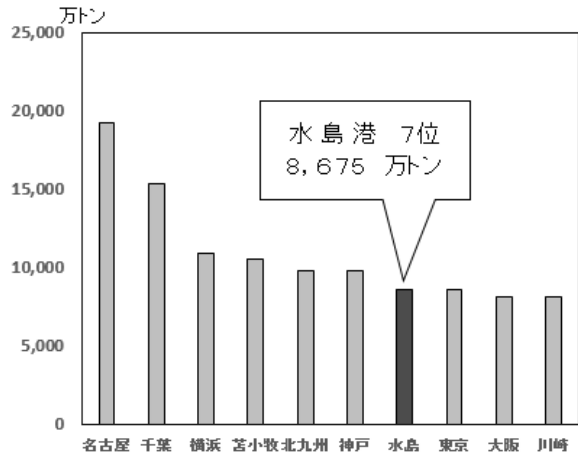
- 水島港の背後には、我が国の基幹産業を代表する大企業群が集積し、国内屈指の生産流通拠点を形成しており、製造品出荷額は約3兆円で本県の5割弱を占めている。
- 水島港の平成28(2016)年取扱貨物量は全国第7位で8,675万トン、このうち、穀物(とうもろこし・豆類)の取扱量は全国4位で198万トンである。
- コンテナ取扱貨物量については全国第15位で164千TEUとなっている。

課題

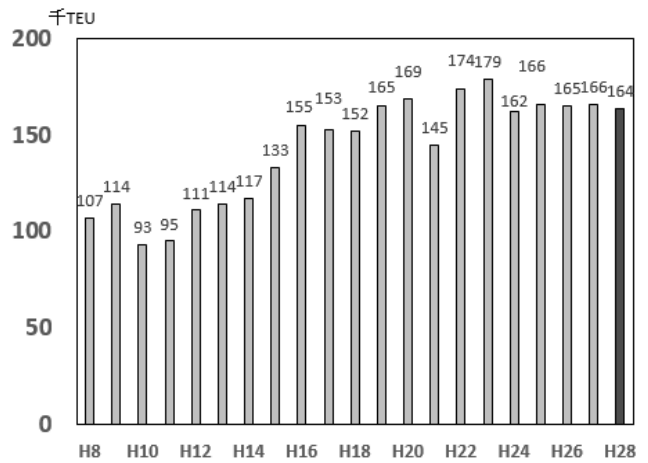
- 平成29(2017)年に玉島地区において、穀物を扱う新たな食料コンビナートが立地操業することとなり、企業間連携に伴う複数バース揚げにより国際バルク戦略港湾としての競争力の高まりが期待されているものの、原料の供給に必要な岸壁が整備されておらず、また、航路も水深不足で現状では効率的な連携が図れない状況である。
- 玉島地区に立地した企業は、平成31(2019)年度の新規岸壁での荷役開始を希望しており、施設整備について、一刻も早い供用開始を強く求めている。
- 東南アジア向けのコンテナ船の航行に必要な航路として水深12m、幅300mが必要であるが、現状は水深10m、幅250mに留まっている。
- 備讃瀬戸航路においては、浅所があるなど、巨大船の航行に支障が生じている。

水島港の整備促進

H28年全国港湾の総取扱貨物量(単位：万トン)



水島港の総コンテナ取扱貨物量推移(単位：千TEU)



事業位置図



安くて・うまくて・安全な 肉と卵と牛乳の安定供給をサポート!!

配合飼料生産量近畿・中四国で第一位

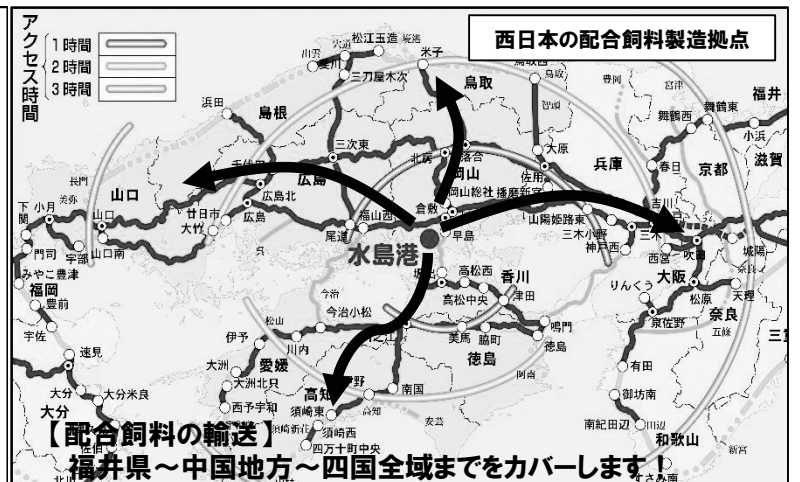
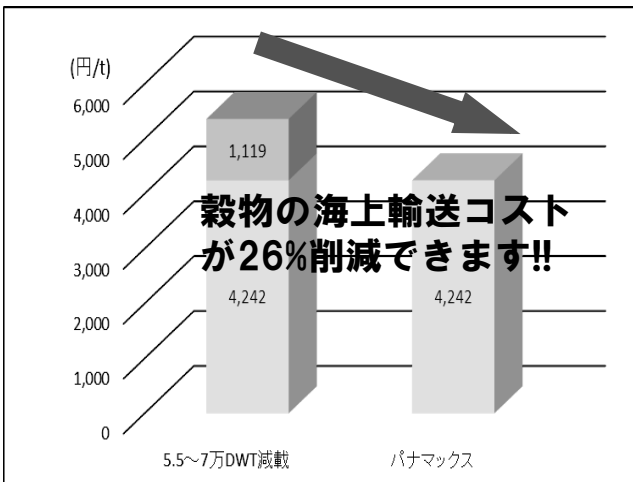
養鶏用配合飼料生産
近畿中四国の生産量の約5割(全国第5位)

乳牛用配合飼料生産
近畿中四国の生産量の約7割(全国第4位)

国際バルク戦略港湾である水島港の玉島ハーバーアイランドに新たな食料コンビナートが立地し、既存の企業群と連携し、西日本広域に配合飼料をより安く供給します。



配合飼料の安定供給を支える拠点化を通じて、 そのメリットを最大限活かした新たな企業集積を!!

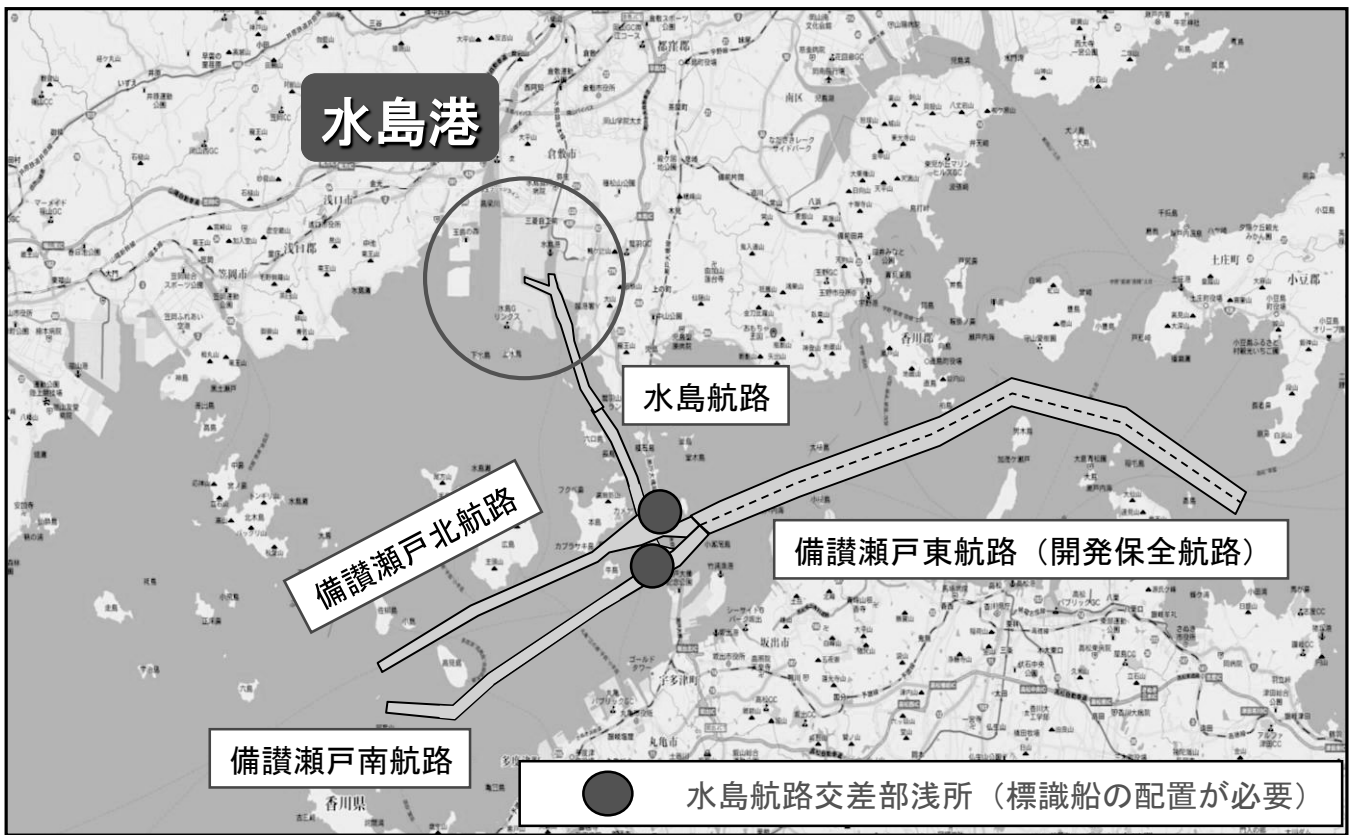


【備讃瀬戸航路の航行環境改善】

水島港には、備讃瀬戸航路を航行し、鉄鋼石や原油を積載した巨大船が多数入港している。

しかし、備讃瀬戸航路には、浅所があることから、巨大船が航行する際、標識船を配置するなどの対応を迫られ、円滑な企業活動の妨げとなっている。

備讃瀬戸航路浅所箇所



5 直轄国道及び地域高規格道路の整備促進

提案先省庁	国土交通省
-------	-------

提案事項

中四国のクロスポイント、優れた産業集積などの強みを生かした持続的発展の基盤づくりを推進するため、高速道路を補完し、地域間の連携や交流を強化する直轄国道や地域高規格道路の整備の推進を図ること。

(1) 直轄国道

- ・ 国道2号（岡山市～倉敷市間）及びそれに関連する岡山外環状線（国道180号岡山西バイパス）の総合的な渋滞対策の早期事業化
- ・ 国道180号総社・一宮バイパスの整備促進

(2) 地域高規格道路

① 倉敷福山道路（国直轄・県）

- ・ 国道2号倉敷立体（片島町～ふなお船穂町船穂間）の4車線化の整備促進
- ・ 国道2号玉島・笠岡道路（Ⅱ期）の整備促進
- ・ 国道2号笠岡バイパスの整備促進
- ・ 国道2号福山道路（笠岡市もびら茂平～広島県福山市瀬戸町間）の早期事業化
- ・ ICアクセス県道の整備促進のための予算確保

② 空港津山道路（国直轄）

- ・ 国道53号津山南道路の整備促進
- ・ 岡山市北区すがの菅野～岡山市北区御津宇垣間等の未着手区間の調査検討を踏まえた効果的な事業化

③ 岡山環状道路（国直轄）

- ・ 国道180号岡山環状南道路の整備促進

④ みまさか美作岡山道路（県・岡山市）

- ・ あいだ英田IC～ゆのごんせん湯郷温泉IC間の整備促進のための予算確保
- ・ 瀬戸JCT部の整備促進のための予算確保

⑤ ほうじょう ゆばら北条湯原道路（県）

- ・ はつわしもながた国道313号初和下長田道路の整備促進のための予算確保

（提案の理由）

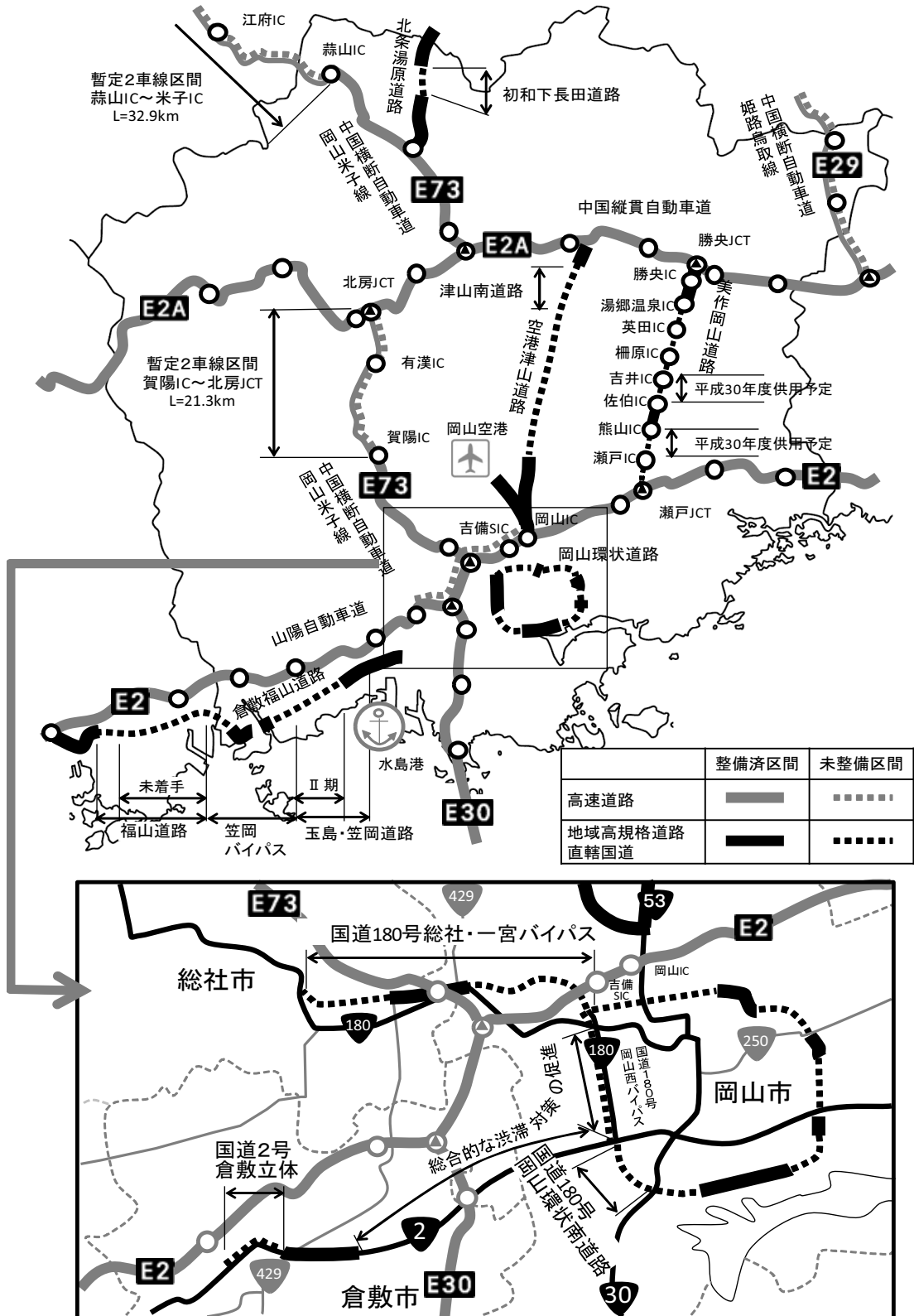
現状

- 本県は、山陽自動車道や瀬戸中央自動車道など縦横に延びる高速道路網をはじめ、陸海空の交通基盤が充実した地域であるが、県北と県南など地域間の連携強化や広域交通拠点へのアクセス向上等により産業を振興するための道路整備が遅れている。
- 国道2号の岡山～倉敷間は、産業拠点や広域交流拠点間を結ぶ大動脈であるにも関わらず、中国地方で屈指の交通量があり、主要渋滞箇所が連続することなどから、慢性的な渋滞が発生しているため、定時性や安全性、企業活動の生産性が著しく低下し、産業活動や観光振興等に支障を来している。

課題

○ 広域交流の拡大や地域連携の促進、空港・港湾・ICなど広域交通拠点へのアクセス向上、渋滞対策に資する幹線道路ネットワークを形成し、生産性の向上等を図るため、直轄国道や地域高規格道路の早急な整備が必要である。

【参考】直轄国道及び地域高規格道路 位置図



6 中国横断自動車道岡山米子線の全線4車線化 及び付加車線の早期整備

提案先省庁	国土交通省
-------	-------

提案事項

(1) 全線4車線化

中国横断自動車道岡山米子線は、国土強靱化や地方創生の基盤である日本海～瀬戸内海～太平洋までを結ぶ基幹的な南北軸を構築しており、安全性、定時性、高速性の確保や、防災面での広域化を含め、中四国の連携をより強化するため、賀陽IC～北房JCT間、蒜山IC～米子IC間の暫定2車線区間の全線4車線化を図ること。

(2) 付加車線の早期整備

効果検証のために設置される付加車線は、渋滞緩和に大きな効果が期待されることから、早期整備を図ること。

(提案の理由)

現状

- 岡山米子線は、本州四国連絡道路、四国横断自動車道と一体となり、日本海と太平洋を最短で結ぶ基幹的な南北軸を形成するため、平成9(1997)年に暫定2車線で全線開通し、中四国地方のクロスポイントとしての本県の産業、経済、文化等の振興・発展に大きく寄与している。
- 山陰道や四国8の字ネットワークなど高速道路網の整備が進み、山陰や四国からのアクセスが容易になり、本路線の重要性が益々増してきている。
- 本路線の賀陽IC～北房JCT間、蒜山IC～米子IC間は、当該南北軸の中で唯一暫定2車線(54.2km)が残っており、4車線化することで、より強靱な南北軸が構築される。(約270kmのうち約20%が暫定2車線区間)
- 平成23(2011)年12月12日に、賀陽IC～有漢IC間の暫定2車線区間において、3名の方が亡くなる正面衝突事故が発生し、同区間上下線が約5時間半にわたり通行止めとなった。また、平成24(2012)年7月の集中豪雨では、有漢IC～北房JCT間の暫定2車線区間において、法面が約50mにわたり崩壊したため、約4日間全面通行止めとなった。さらに、平成29(2017)年1月・2月の豪雪では、蒜山IC～米子IC間の暫定2車線区間において、延べ161時間にわたり通行止めとなった。
- 平成28(2016)年8月に暫定2車線区間において、有漢トンネルを含む4箇所計12.8kmの付加車線の設置箇所が決定し、平成29(2017)年12月には工事が着手された。

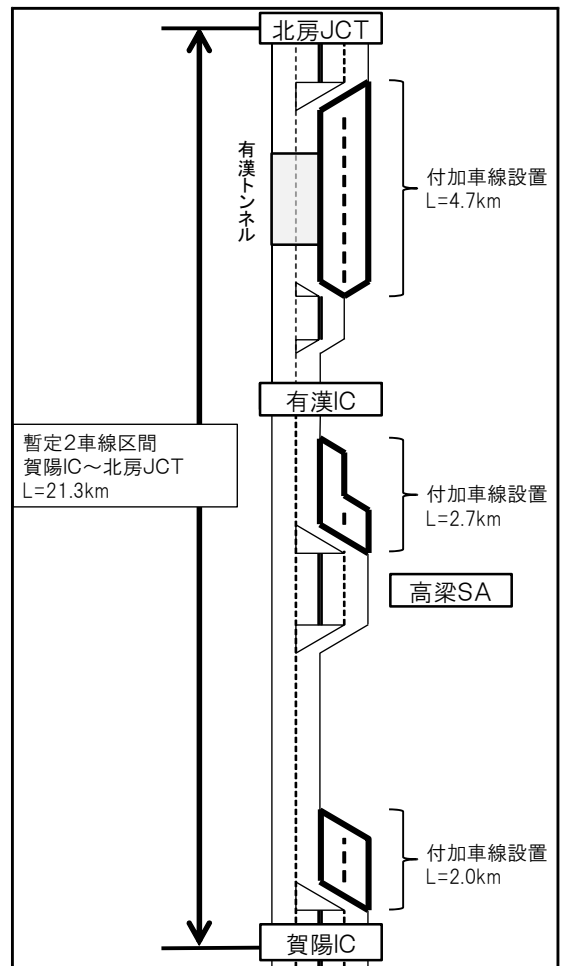
課題

- 企業誘致や観光客の増加など多面にわたるストック効果の更なる発揮や生産性向上のためには、暫定2車線区間の全線4車線化が必要である。
- 高梁SAが南海トラフ地震発生時における警察庁及び消防庁の四国方面への広域進出拠点となっており、円滑な支援体制を構築するためにも全線4車線化が必要である。
- 暫定2車線区間は、災害発生時の復旧工事を交互通行規制で行うため、輸送効率が低下するとともに復旧工事のスピードが遅くなり、南海トラフ地震が発生した際に、緊急輸送や応急活動のボトルネックとなる。
- 暫定2車線区間での事故は、重大事故につながる事が多く、安全性に問題があり、また、事故処理等により全面通行止めになる可能性が高く、救急車両の高速性が確保できないなど、「命の道」としての役割を果たすことができない。

【参考】高速道路の整備状況



【参考】岡山自動車道付加車線設置箇所



※米子自動車道に付加車線を1箇所(L=3.4km)設置

7 緊急輸送拠点となる岡山桃太郎空港の老朽化対策及び機能強化の推進

提案先省庁 国土交通省

提案事項

(1) 老朽化対策の推進

多くの利用者があり、災害時の緊急輸送拠点である岡山桃太郎空港の安全・安心を確保するため、エプロンの舗装改良等の老朽化対策に必要な財源を確保すること。

(2) 機能強化の推進

訪日外国人旅行者の受入拡大に向けて、定期便の更なる誘致等に対応するため、エプロン拡張による機能強化に必要な財源を確保すること。

(提案の理由)

現状

- 年間約150万人が利用する岡山桃太郎空港は、地震等災害時には物資や人員の緊急輸送拠点として位置づけられているが、エプロンの舗装については、昭和63(1988)年の開港以来30年が経過し、老朽化によるひび割れ等が顕著となっており、航空機の安全運航のため早急な更新が必要である。
- 平成32(2020)年の訪日外国人旅行者数4千万人の目標に向け、全国的に訪日客数や国際路線数が増加しており、岡山桃太郎空港のインバウンド受入も大きく伸びてきている。これに対応するため、地方空港でも受入機能の拡充が必要であり、岡山桃太郎空港についてもエプロン等の整備により、受入可能な機材や対応可能となる時間帯の自由度を広げ、より利便性の高い定期便等の誘致を図る必要がある。

課題

- 東日本大震災の経験を踏まえ、防災上においても重要な公共施設の安定的な運用が重要であるが、岡山桃太郎空港の老朽化対策及び機能強化に向け、多額の財政負担が課題となっている。

【参考】国の航空局予算の推移

(単位：億円)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
空港整備勘定	3,695	3,845	3,891	4,309
一般空港等	743	819	838	1,112 ※
うち岡山桃太郎 空港分	0.13	3.24	1.22	3.00

※ 一般空港等…老朽化対策、耐震対策、ターミナル地域再編事業、那覇空港滑走路増設事業等
(「平成30年度」の予算額1,112億円のうち那覇空港滑走路増設事業が330億円)

8 海外での品種・ブランド保護に向けた商標登録の推進

提案先省庁	農林水産省
-------	-------

提案事項

海外で人気の高い品種等については、その権利侵害が懸念されるので、国内で広く産地化が進んでいるピオーネ、シャインマスカットなど民間等育成品種について、国が主導して海外での商標を取得すること。 **新規**

(提案の理由)

現状

- 国は、平成31(2019)年に農林水産物・食品の輸出額1兆円目標を達成するため、農林水産物の輸出力強化戦略に基づく農林水産物の輸出拡大に取り組んでいる。
- 農産物ブランドの権利保護には、品種登録(育成者権)と商標登録がある。しかし、海外での品種登録には申請期限があり、その期限を過ぎると登録対象とならないこと、また、永続的な権利保護ができないこと等から、商標でその保護を図る必要がある。
- 本県では、桃やブドウなど国際的にも競争力のある県産果実を中心に、台湾・香港を重点市場として輸出拡大に取り組んでいるが、既に模倣品や誤認を生じるおそれのある商品が確認されている。

課題

- 海外で第三者による商標の冒認出願がなされた際には、その国等へ日本からその商標を使用した輸出が出来なくなるおそれがあり、早急な対策が必要である。

【参考】

本県では、県育成品種である桃(白麗^{はくれい}、おかやま夢白桃^{ゆめはくとう}、白皇^{はくおう}、白露^{はくろ})、ブドウ(オーロラブラック)について、平成30(2018)年2月に中国、台湾、香港へ商標登録を出願している。

9 海外における商標登録問題への対応強化

提案先省庁	特許庁
-------	-----

提案事項

- (1) 日本の地名等の保護
海外における商標登録に際して、日本の地名や地域ブランド等を適切に保護するよう各国に働きかけること。
- (2) 冒認出願への対応支援
日本の地名や地域ブランド等に係る商標の冒認出願（第三者による商標の抜け駆け出願）について、自治体が的確に対応できるよう、定期的に情報提供を行うなどの支援措置を講じること。

（提案の理由）

現状

- 日本と海外との経済的関係が深まる中で、企業の海外進出、事業展開の拡大が見込まれるが、企業が諸外国で事業を展開していく上で、進出先においても商標等の知的財産権が適切に保護されることが不可欠である。
- 特許庁の委託により日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所は、中国における日本の都道府県名等に関する商標出願・登録状況を年1回調査し、複数の都道府県名が商標登録されていることなどを公表している。
- 平成28(2016)年8月に中国商標局において「OKAYAMA」の商標出願が公告されたため、本県は、県内関係団体と異議申立てを行い、平成30(2018)年1月に「OKAYAMA」は、商標とすることができない公衆に知られている外国地名に該当するとして異議が認められたが、一連の措置を講ずる負担が大きい。

課題

- 特許庁は、日本の地名や地域ブランド等が海外において適切に保護されるよう外国政府等と協議を行うとしているが、未だに冒認出願が行われている状況であり、日本企業の利益保護のためには、政府間で制度改善などの働きかけを行うことが必要である。
- 異議申立て等の手続きを的確に行うために、個々の自治体が、継続して情報収集することは大きな負担である。諸外国にジェトロ等の拠点を持つ国において、商標出願に対する異議申立てができる期間を踏まえて少なくとも2～3ヵ月に1回程度の調査及び情報提供等が求められる。

10 森林経営管理法案による新たな森林管理の円滑な実施

提案先省庁	総務省、林野庁
-------	---------

提案事項

森林経営管理法案における市町村による新たな森林管理の仕組みが円滑に実施できるよう、次の取組を行うこと。 **新規**

- ① 森林環境譲与税（仮称）が効果的に活用される制度設計
- ② 市町村の事業実施体制の確保等が円滑に進むよう必要な助言と十分な説明
- ③ 都道府県の超過課税と国の森林環境税（仮称）の関係整理

（提案の理由）

現状

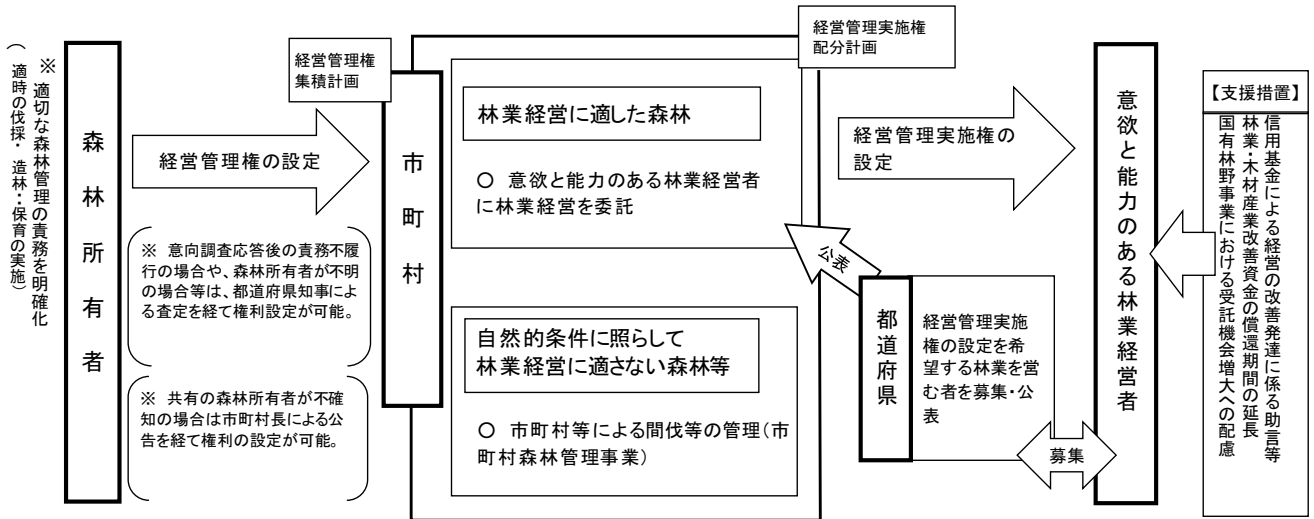
- 平成30年度政府税制改正大綱において、「次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設する。」とされた。
- 森林経営管理法案は、森林所有者自らが経営管理を実行できない森林において、市町村が林業経営を行うための権利を取得して、森林の経営管理を行う新たな仕組みで、都道府県は林業経営者の募集・公表を行う。
- 本県は、森林の保全に関する施策の一層の推進を図る必要があることから、平成16（2004）年度に全国で2番目となる森林保全を目的とする県民均等割超過税を創設している。

〔税目〕 個人県民税及び法人県民税 〔税率〕 個人県民税は年額500円を上乗せ

課題

- 森林経営管理法案の取組を支援する財源として、森林環境譲与税（仮称）が明確に位置付けられていない。
- 市町村の実施体制はこれまでの森林整備への取組によって千差万別であり、各市町村が強い当事者意識を持って取り組む必要があるが、体制が十分でない市町村が多い。
- 都道府県において独自に課税している森林環境・水源環境の保全を目的とした森林環境税等については、関係性を明確にすべきである。

【参考】森林経営管理法案のスキーム



- ◎ 森林環境税（仮称）[平成36(2024)年度から課税]
 納税義務者等：個人に対して課する国税
 税 率：1,000 円（年額）
 賦課徴収：市町村が個人住民税と併せて賦課徴収
- ◎ 森林環境譲与税（仮称）[平成31(2019)年度から譲与]
 譲与団体：市町村及び都道府県
 使 途：（市町村）間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用
 （都道府県）森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用

11 森林整備法人に対する支援の充実

提案先省庁 林野庁

提案事項

森林の多面的機能の持続的発揮に大きな役割を担っている森林整備法人の経営安定化を図るため、次の措置を講じること。

(1) 地方財政措置の拡充

県が森林整備法人に無利子貸付を行った場合のその資金調達に係る利子に対する特別交付税措置を拡充すること。

(2) 森林整備補助制度の拡充

森林整備法人は公益性が極めて高い森林整備事業を実施しており、持続的かつ安定的な事業展開を図るために必要な予算を確保すること。

(提案の理由)

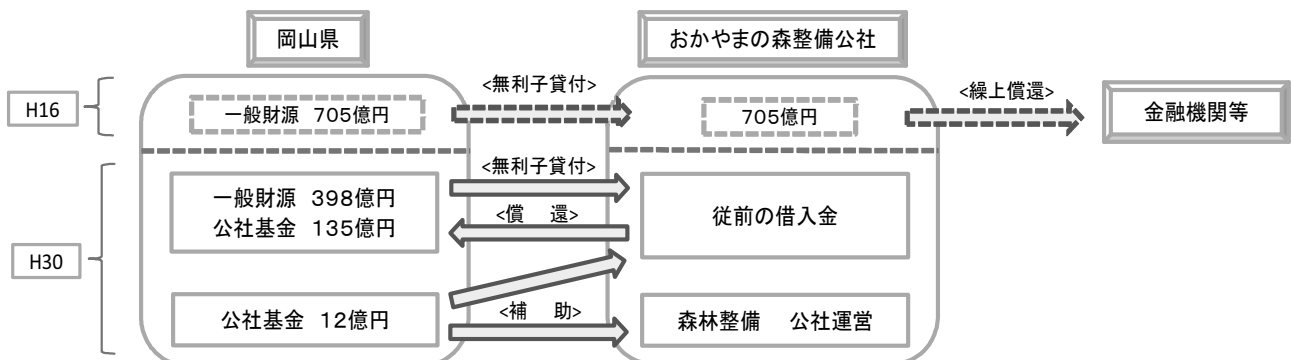
現状

- 森林整備法人である「おかやまの森整備公社」は、昭和40(1965)年の設立以来、国の造林施策と相まって全国1位となる25千haの人工造林を行い、分収林として管理している。
- 平成16(2004)年には、木材価格の長期低迷等により経営存続が危ぶまれたことから、本県では公社の債務累増の防止と経営の安定化を図るため、約705億円の債務を県の短期無利子貸付に一本化するとともに、運営経費についても借入金から補助金に転換した。
- 同時に、公社は環境保全を優先した森づくりに大きく方向転換し、組織体制の見直しや効率的な事業実施によるコスト縮減など経営改善を行い、収入の確保に努めている。
- 公社が管理する森林では、伐採利用が可能な36年生以上の面積が6割を超え、今後、利用間伐や択伐等の収穫事業が増加する見込みであるが、木材価格や間伐等の補助制度等の変動により、公社の経営は不安定である。

課題

- 今後、公社経営の安定化を図り森林の多面的機能を持続的に発揮させるには、国においても公社に対する財政支援を一層充実していくことが必要である。

【参考】 おかやまの森整備公社に係る予算措置状況 (H30(2018). 4. 1)



※ 一般財源398億円の調達に係るコスト：約4億円（長期プライムレート1.00%）

12 鳥獣被害防止対策等の充実・強化

提案先省庁	農林水産省、環境省
-------	-----------

提案事項

(1) 農林水産物に対する鳥獣被害防止対策の推進

鳥獣による農林水産被害は広域化・深刻化していることから、総合的・計画的な被害防止対策を講ずるため、積極的な支援を図ること。

- ① 鳥獣被害防止総合対策交付金の十分な予算確保
- ② 簡易で効率的な捕獲方法の研究・開発の一層の促進

新規

(提案の理由)

現状

- 鳥獣による農林水産被害は、約3億円と高い水準で推移している。
- 鳥獣被害防止総合対策交付金は、市町村の要望額に対し国の配分額が十分でないため、侵入防止柵の延長やわなの設置数等が、当初計画どおり実施できない。
- イノシシ、シカ、サル等鳥獣の生息数の増加、生息域の拡大、農業者の高齢化等に伴い、農作物被害は深刻化・広域化している。

課題

- 地域の被害状況に応じ、防護対策と捕獲対策等を組み合わせ、総合的・計画的な被害防止対策に取り組む必要がある。
- 交付金の予算額は、平成30(2018)年度103.5億円となっているが、地域の要望に対して十分な予算額が確保されておらず、必要な被害防止対策が実施できていない。
- わなの設置、見回り・餌付け、殺処分等の捕獲作業は重労働であることから、農業者、狩猟者の高齢化に対応した簡易で効率的な捕獲方法が求められている。

【参考】鳥獣による農林水産被害額、捕獲数

(単位:千円、頭)

区分		H5 (1993)	H10 (1998)	H15 (2003)	H20 (2008)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)
被害金額	イノシシ	170,250	218,890	240,471	139,736	146,884	158,638	127,613	93,103
	シカ	35,477	24,092	51,557	39,192	88,325	80,948	61,261	34,297
	サル	15,575	25,861	25,233	26,495	34,950	34,690	26,698	29,526
	その他鳥獣	262,576	228,609	162,880	171,980	124,659	112,034	119,501	124,570
	合計	483,878	497,452	480,141	377,403	394,818	386,310	335,073	281,496
捕獲数	イノシシ	2,854	6,012	12,769	12,779	18,722	21,629	20,031	24,211
	シカ	222	418	1,414	3,408	10,014	12,633	14,799	12,009
	サル	84	76	93	123	184	290	190	308

提案事項

- (2) ツキノワグマにおけるレッドリストの再評価
東中国地域個体群のツキノワグマについて、生息数や分布状況等に応じたレッドリストの再評価を早期に行うこと。

(提案の理由)

現状

- 東中国地域に生息するツキノワグマは、平成3(1991)年に環境省のレッドリストで「絶滅のおそれのある地域個体群」に位置づけられ、各県において狩猟が禁止されるなど保護対策が進められてきた。
- このような取組の結果、東中国地域のツキノワグマの生息数は年々増加し、国のガイドラインの安定存続の水準（成獣800頭以上）を超えるまで生息数は回復しているが、平成29(2017)年の環境省のレッドリストでは、依然として「絶滅のおそれのある地域個体群」に位置づけられている。
- また、近年では、人の生活圏への出没など地元住民とのあつれきも生じており、他県では、ツキノワグマによる人身被害も発生している。

課題

- 東中国地域のツキノワグマについては、国のガイドラインの安定存続の水準を超えるまで生息数は増加しているが、環境省のレッドリストでは、依然として「絶滅のおそれのある地域個体群」に位置づけられたままである。

【参考】

○ツキノワグマ出没件数及び推定生息数

	出 没 件 数					推定生息数(※)	
	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)		うち 成獣
岡山県	61	98	87	237	126	254	178
鳥取県	86	332	98	495	157	707	495
兵庫県	513	831	497	978	490	540	378
計	660	1,261	682	1,710	773	1,501	1,051

注1：推定生息数は、H29(2017)年時点の数値。

注2：成獣数は、生息数のうち7割が成獣として算出。

○ツキノワグマによる人身被害数

	人 身 被 害 件 数					計
	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	
岡山県	0	0	0	0	0	0
鳥取県	0	0	0	4	0	4
兵庫県	0	0	0	3	2	5
計	0	0	0	7	2	9

13 酪農担い手育成機関への支援

提案先省庁	農林水産省
-------	-------

提案事項

全国で唯一、酪農専門で実践的な担い手教育を行っている（公財）中国四国酪農大学校が、教育水準の向上に必要な施設整備に取り組めるよう生産振興事業の採択要件を見直すこと。

（提案の理由）

現状

- 公益財団法人中国四国酪農大学校（以下、「酪大」という。）は、中四国9県及び兵庫県の10県を構成県とする財団として昭和40(1965)年の設立以降、北海道から沖縄までの各地で中核的担い手として活躍する1,200人を超える卒業生を輩出し、全国的な酪農の担い手育成機関として大きな役割を果たしている。
- 次世代の酪農業界をリードする優秀な担い手を育成するためには、家畜飼養管理技術の習得に加え、受精卵移植技術や乳製品加工技術など時代のニーズに即した技術習得のための教育環境の整備が必要であるが、教育機関である酪大には、実習に伴う生産物収入のほかに収益もなく、施設整備に取り組むことの負担が大きい。

課題

- 酪大は、農業者として位置づけられていないことから、国や(独)農畜産業振興機構等の生産振興事業を活用した教育環境整備に取り組むことができない。

【参考】酪大の卒業生と在校生（概要）

- (1) 卒業生：1,270人（S40(1965)～H29(2017)年度）
 - （出身県内訳 岡山県：494人、その他構成県：594人、その他：182人）
 - （就職先内訳 後継者：608人、畜産関係団体：461人、その他：201人）
- (2) 在校生：計48人（2年生：27人、1年生：21人）（H30(2018).4.6現在）

14 産地を支える農業生産基盤の保全対策の推進

提案先省庁	農林水産省
-------	-------

提案事項

本県では、中国山地から瀬戸内海に至る多様な気候や土地条件など地域が持つ強みを生かし、「くだもの王国おかやま」を代表する桃やマスカット・ピオーネ等の特色ある農産物の生産が行われ、地域の主要産業として定着している。

こうした産地を支える農業生産基盤を今後も適切に保全し、本県農業の持続的発展を図るため、保全対策に必要な財源を当初予算で安定的に確保すること。

(提案の理由)

現状

- 県内の主要な産地に農業用水を供給するダムや頭首工、畑地かんがい施設の多くは高度成長期に造成され、近年急速に老朽化した施設が増加しており、産地の持続的発展を図るためには、これらの施設が確実に機能を発揮することが必要不可欠である。
- 生産基盤が整備され産地化が進んだ地域では、新規就農者など力強い経営体の確保につながっており、今後の地域農業の持続的発展が期待できる。
- 本県では、耐用年数を超えても施設機能に支障が生じないように、施設毎の適時・適切な保全対策を推進しているが、これまで保全対策を進めてきた農山漁村地域整備交付金が減額されるなど、昨年度に引き続き、平成30(2018)年度も県所要額を十分に満たしておらず、保全対策の遅れによる産地の弱体化が懸念される。

課題

- 本県の農業就業者の平均年齢は70歳に達し、活力ある産地においても高齢化等で耕作放棄地が急速に増加するなど、近い将来農家の大幅な減少が見込まれる。
- こうした中、その受け皿となる担い手が健全な農業経営を続けていくためには、整備された生産基盤の適切な保全対策を着実に推進していくことが重要である。
- 保全対策を計画的に実施するためには、平成31(2019)年度以降の当初予算が安定的に確保されることが重要である。

15 社会資本整備の推進

提案先省庁	内閣府、農林水産省、林野庁、水産庁、国土交通省
-------	-------------------------

提案事項

県民の生命と財産を守り、産業の振興や個性豊かで活力ある地域づくりを進める上で、その基盤となる、河川や道路、農林水産基盤などの社会資本整備に必要な予算を確保・拡充し、その推進を図ること。

- ① ゲリラ的集中豪雨や大型台風に備え、水害を防止するための河川整備
- ② 高潮、津波、土石流、地すべり、がけ崩れ等の災害を防止するための海岸保全施設及び砂防関係施設の整備
- ③ 産業活動を支える幹線道路や日常生活に密着した道路の整備
- ④ 世界につながる海の玄関口としての基盤を強化するための港湾整備
- ⑤ 活力と魅力あふれるまちづくりへの支援
- ⑥ 公共用水域の水質保全及び快適な生活環境を創出するための下水道の整備
- ⑦ 本県農業を支える農業水利施設等や自然災害から農地や生命を守る防災施設の整備
- ⑧ 自然災害から山地や生命を守る治山施設の整備
- ⑨ 森林の整備及び山村地域の活性化を図るための路網整備
- ⑩ 水産資源の確保育成と安定供給に必要な漁港、漁場施設の一体的整備
- ⑪ 社会資本に係る長寿命化に資する保全管理の推進

(提案の理由)

現状

- 産業の振興や安心で豊かさが実感できる地域づくりを推進する上で、その基盤となる社会資本の整備は、本県の発展に必要不可欠である。
- 平成30(2018)年度の公共事業費については、農林水産省・国土交通省とも前年度比でほぼ同額の予算が措置されたが、維持管理や点検・更新など防災・安全に関する予算が増加する中、地方創生や国土強靱化に資する、道路の新設を始めとした、新たな社会資本整備の予算確保が厳しい状況である。

課題

- 国の公共事業関係費は、平成29(2017)年度予算と比較するとほぼ同額が措置されたが、平成21(2009)年度予算(前自公政権下)と比較すると16%の減となっており、必要な社会資本整備の遅れが危惧される。
- 地域経済の活性化はもとより、県民の安全の確保や中四国における拠点性を向上させるとともに、食料や木材の安定供給や国土保全など多面的機能を有する農山漁村地域の振興を図る観点からも社会資本の整備が急務である。
- 安全で快適な生活を実現するための社会資本整備は、依然として不足しており、地方の切実な要望を十分満足できる配分となっていないため、国全体の予算総額確保・拡充が必要である。